

別表 令和2年度 水質検査計画表(水質基準項目)

	項目名	基準値	浄水における		検査計画頻度(回/年)			回数減の理由			
			検査頻度	検査回数の減	原水※5	配水※5	給水栓水※5				
1	一般細菌	100/1ml以下	月1回	不可	12	12	12				
2	大腸菌	検出しないこと			12	12	12				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	年4回	3年に1回	1	1	1	※2			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下			1	1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下			1	1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下			1	1	1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下			1	1	1				
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下			1	1	1				
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下			1	4	4				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下			不可	1	4		4		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下			3年に1回	3年に1回	1		4	4	※2
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下					1		1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1	1			1				
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1	1			1				
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1	1			1				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1	1			1				
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1	1			1				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1	1			1				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1	1			1				
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1	1			1				
21	塩素酸	0.6mg/l以下	不可	不可	— ※1	4	4				
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下			— ※1	4	4				
23	クロロホルム	0.06mg/l以下			— ※1	4	4				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下			— ※1	4	4				
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下			— ※1	4	4				
26	臭素酸	0.01mg/l以下			— ※1	4	4				
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下			— ※1	4	4				
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下			— ※1	4	4				
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下			— ※1	4	4				
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下			— ※1	4	4				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	— ※1	4	4						
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	3年に1回	3年に1回	1	1	1	※2			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下			1	4(1)	4(1)	※3			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下			1	1	1	※2			
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下			1	1	1				
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下			1	1	1				
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下			1	1	1				
38	塩化物イオン	200mg/l以下	月1回	不可	12	12	12				
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	年4回	3年に1回	1	4	4				
40	蒸発残留物	500mg/l以下			1	4	4				
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下			1	1	1	※2			
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	発生時期に月1回以上	発生時期に月1回以上	1	1(4)	1	※4			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	発生時期に月1回以上	発生時期に月1回以上	1	1(4)	1	※4			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	年4回	3年に1回	1	4	4				
45	フェノール類	0.005mg/l以下			1	1	1	※2			
46	有機物(TOC)	3mg/l以下			月1回	不可	12	12	12		
47	pH値	5.8以上8.6以下	12	12			12				
48	味	異常でないこと	—	12			12				
49	臭気	異常でないこと	12	12			12				
50	色度	5度以下	12	12			12				
51	濁度	2度以下	12	12			12				

※1 消毒による副生成物のため、原水については検査は行いません。
 ※2 過去3年間の最大値が水質基準値の5分の1未満であり原水等による汚染の恐れが無いため、1回検査を行う。
 ※3 大野台浄水場系は過去3年間の最大値が5分の1未満であるがPACを使用していることより水質監視のため4回検査を行う。
 大野台浄水場系以外は過去3年間の最大値が10分の1未満であるため1回検査を行う。
 ※4 大野台配水のみ4回検査を行う。
 ※5 相馬第2・3水源地再稼働に伴い、安定した水質を図るため相馬第2・3原水及び西山配水、西山給水は年4回全項目検査を行う。

別表 令和2年度 水質検査計画表(水質管理目標設定項目)

	項目名	目標値	検査計画頻度(回/年)					
			原水(大野台)	相馬原水1	大野台給水1	西山給水	粟津給水	横手給水
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l以下	2	1	1	1	1	1
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下	2	1		1	1	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下	2	1	1	1	1	1
4	(削除)							
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	2	1	1	1	1	1
6	(削除)							
7	(削除)							
8	トルエン	0.4mg/l以下	2	1	1	1	1	1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下	2	1	1	1	1	1
10	亜塩素酸	0.6mg/l以下	2	1	1	1	1	1
11	(削除)							
12	二酸化塩素	0.6mg/l以下	2	1	1	1	1	1
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下	2	1	1	1	1	1
14	抱水クロラール	0.02mg/l以下	2	1	1	1	1	1
15	農薬類	1以下※1	2	1	1			
16	残留塩素	1mg/l以下			1	1	1	1
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100mg/l	1					
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下	1					
19	遊離炭酸	20mg/l以下	2	1	1	1	1	1
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	2	1	1	1	1	1
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/l以下	2	1		1	1	1
22	有機物等(KMnO4消費量)	3mg/l以下	2	1	1	1	1	1
23	臭気強度(TON)	3TON以下	2	1	1	1	1	1
24	蒸発残留物	30~200mg/l	1		1	1	1	1
25	濁度	1度以下						
26	pH値	7.5程度						
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	2	1	1	1	1	1
28	従属性栄養細菌	2000/ml以下	2	1	1	1	1	1
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	2	1	1	1	1	1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l以下	1					

水質検査計画表(モニタリング検査)

	項目名	目標値	検査計画頻度(回/年)			
			大野台配水	西山給水	粟津給水	大野台原水
1	セシウム134及びセシウム137	10Bq/kg以下	153	153	153	12

※浄水については週3回(月、水、金曜日)、原水については、月1回検査を計画。

水質検査計画表(その他の検査)

	項目名	検査計画頻度(回/年)
		大野台原水
1	アンモニア性窒素	2
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	2
3	化学的酸素要求量(COD)	2
4	浮遊物質(SS)	2
5	総窒素(T-N)	2
6	総リン(T-P)	2
7	クリプトスポリジウム	2
8	ジアルジア	2

排水試験

	項目名	検査計画頻度(回/年)
		大野台排水
1	pH値	2
2	生物化学的酸素要求量	2
3	化学的酸素要求量	2
4	浮遊物質	2
5	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物)	2
6	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物)	2
7	フェノール類	2
8	銅	2
9	亜鉛	2
10	溶解性鉄	2
11	溶解性マンガン	2
12	全クロム	2
13	大腸菌群	2
14	全窒素	2
15	全リン	2

細菌試験

	項目名	検査計画頻度(回/年)					
		大野台原水	相馬第1水源	相馬第2水源	相馬第3水源		
1	クリプトスポリジウム	2	1	1	1		
2	ジアルジア	2	1	1	1		

